

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
安来運送（株）	山本 朋之	安来市赤江町 1903	平成30年12月27日から 平成31年12月26日まで (12ヶ月)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

当該業者は市が発注した「史跡富田城跡整備事業 山中御殿地区等施設整備工事」の一般競争入札に関し、平成30年12月6日、公契約関係競売入札妨害（刑法第96条の6第1項）の容疑で、安来運送（株）の取締役土木部統括部長が島根県警に逮捕された。

このことが、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱別表第2第6号に該当する。

なお、指名停止措置の期間は1年間とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第2 第6号

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 6 市と締結した請負契約に係る建設工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内